



一
般
質
問

ここが知りたい！
訴えたい！

問 公契約条例の制定を望む

答 公契約条例の制定は
考えていない

直方市では、市が発注する1億円を超える建設工事、1千万円を超える業務委託などが公契約条例の適用対象となり、これまで、建設工事では1件、業務委託などでは14件が対象となり、このうち、建設工事の事案では業界の協力もあり大きな混乱もなく事業の進捗が図られている。条例施行後1年の経過を待つて事業者側、労働者側それぞれに対するアンケート調査を実施して、事業目的の達成に関する評価を行う予定である。

問 公契約条例の制定について

総務課長

●直方市の状況

直方市では、市が発注する1億円を超える建設工事、1千万円を超える業務委託などが公契約条例の適用対象とな

●筑後市の状況

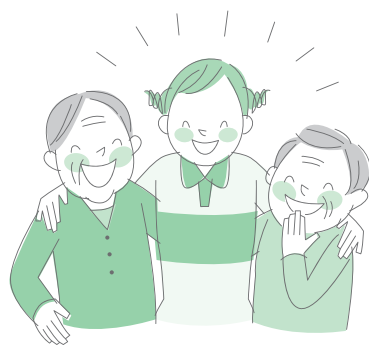
筑後市では、入札制度検討委員会、公契約条例を導入した他自治体の状況も把握しつつ、価格と品質のバランスの確保が図られた契約事務の推進を目指して取り組んでいる。

●他の近隣市の状況

現時点では公契約条例の制定に向けた具体的な動きは見られず、基本的には、賃金等の労働条件に関するルールの設定は、一自治体ごとに定めるものではなく、国において取り組むべき課題であると認識している。

●町の基本的な考え方

労働者の労働条件や待遇は、二義的には労使双方の関係の中で決定すべきものであり、



労働基準法なり最低賃金法等の枠組みの中でその確保が図られることが基本で、公契約条例の制定については、労働基準法等の水準を上回る労働条件等の基準を設定した場合に必要以上に調達コストが高止まりするといった懸念についても留意する必要がある。

以上理由により、本町としては、現時点では直ちに公契約条例を制定する考えはないが、昨年、国において「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部改正が行われ、市場における労務・資材などの取引価格・施工の実態を反映した予定価格の設定などの確に対応し、より良い公共調達の実現に向けて取り組む。



井上 護 ⑪

公契約条例の制定を望む

中島 宗昭 ⑫

町営住宅払い下げの年度内実現は

松枝 治幸 ⑬

本町の地方版総合戦略は

山北清四郎 ⑭

社会福祉協議会の施設の見直しを

古賀 泰弘 ⑮

新規参入企業をどう活かす